

令和4年度事業計画書

公益財団法人日本海事センターは、海事社会の中核的なシンクタンクを目指し、これまで以上に調査研究活動等に取り組むとともに、新たな知見や整理・分析された情報を適時に発信していくこととする。

令和4年度は、海事社会のニーズを的確に把握し、産官学の関係者との連携・協働の下、調査研究・政策提言事業を実施する。また、海事図書館の管理運営事業の充実・利便性向上、海事関係公益活動支援事業の実施等を核とした公益目的事業活動に積極的に取り組んでいくこととする。

I. 調査研究・政策提言事業

1. 外航海運を中心とした海事産業の持続的発展への貢献

(ア) 気候変動対策としての国際海運の脱炭素化への対応

- (1) 国際海事機関（IMO）で議論が行われている温室効果ガス（GHG）排出削減に向けた経済的手法（MBM）に関する調査を行い、環境問題委員会において、IMOにおける我が国の提案等の審議に向けて、当センターから政策提案を行うなど産官学の有識者による検討に貢献する。
- (2) 国際海運の脱炭素化に関する政策について調査を行う。
 - ① 欧州連合域内排出量取引制度（EU-ETS）等の地域規制の動向に関する調査
 - ② 脱炭素化に向けた外航海運企業による取組みの評価スキーム等のインセンティブ制度のあり方に関する調査
 - ③ 外航海運企業における脱炭素化に向けた適切な取組の支援のための諸外国における海運助成策に関する調査

(イ) 海事人材の確保・育成

- (1) 諸外国における海事人材の育成・教育制度について調査を行う。
- (2) 東欧3か国における外国人船員機関承認校に関する調査を行う。
- (3) 欧州諸国における乗船実習の実施状況に関する調査を行う。
- (4) 欧州諸国における外国人船員承認制度における無線資格の取扱いに関する調査を行う。

(ウ) 外航海運の国際競争力強化への貢献

- (1) 我が国の外航海運企業は、脱炭素化に向けて今後ゼロエミッション船の導入等巨額の投資が求められ、コストの適正な転嫁等の対応が必要であると見込まれている。このため、外航海運企業の適切な取組の支援に向けて、諸外国におけるカーボンニュートラル実現に向けた海運助成策について調査を行う。

- (2) 諸外国におけるトン数標準税制をはじめとした海運税制などの海運強化策について調査を行う。
- (3) 優秀な海事人材の確保のため、諸外国における海事人材の育成・教育制度等について調査を行う。
- (4) 世界の外航海運企業のプロフィールや特色、経営方針等について調査を行う。

(エ) 海事イノベーションの推進と新たな市場への進出

- (1) 自動運航船に関する事故時の民事責任を中心として「自動運航船の民事責任に関する研究会」において論点の整理及び法的課題全般について検討を行うとともに、IMO での今後の審議を踏まえ、IMO 法律問題委員会で IMO での審議事項に関する検討を行う。
- (2) ブロックチェーン技術を利用した貿易書類の電子化・データ共有化など、国際物流の円滑化・インターモーダル化に影響を与えている貿易関連のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の取組について調査を行う。
- (3) 洋上風力に対する我が国海事産業の進出を踏まえ、航行をめぐる各種法政策上の課題（航行安全に関する課題、排他的経済水域（EEZ）を含む海域の利用をめぐる課題等）を整理するとともに、国内外の動向等について必要な調査を行う。調査結果に応じて必要があれば、関係当局への政策提言を行う。

(オ) 海事クラスターの発展への貢献

- (1) 広島県における海事クラスターに関してヒアリング調査、文献調査、経済分析を行い、海事クラスターの概況、経済効果・雇用創出の付加価値等について報告書を取りまとめる。
- (2) 本報告書については、ヒアリングを実施した地域の関係機関（県、市、運輸局、金融機関等）に提供するとともに、海事クラスター発展に向けた地域での取組の検討に対して積極的な協力を行う。
- (3) 海事産業が集積していると考えられる他地域においても、実施可能であれば調査分析を行うとともに、積極的な貢献を行う。

(カ) 東アジア・ASEAN を中心としたグローバルサプライチェーンの進展への対応

- (1) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等の影響の下で、近年特に発展を遂げている東アジア・ASEAN 地域と中央アジア・欧州地域との間のサプライチェーンのグローバル化の進展及びサプライチェーンを支える国際複合一貫輸送の動向に関する調査を行う。
- (2) 世界の物流との結び付きを強める東アジア物流の動向について情報収集を行うため、韓国海洋水産開発院（KMI）等の関係機関との情報交換を積極的に行う。
- (3) グローバルサプライチェーンに影響を及ぼしている貿易関連のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の取組について調査を行う。

- (4) 日中航路、東南アジア域内航路等における国際海上コンテナの荷動き動向、運賃動向等について把握・分析を行う。

(キ) IMO 等における国際ルール策定への我が国の主導的な役割への貢献

- (1) 海運問題研究会・個別委員会等の場において、IMO での議論に向けた対処方針の策定等に対し全面的なサポートを行う。
- (2) IMO 等における議論に適切に対応するため、内外の関係機関との情報交換等を通じて国内外の海事・物流政策等の動向に関する調査及び把握・分析を行う。

2. 安定的な国際海上輸送の確保と我が国の経済安全保障への貢献

- (1) パナマ運河、スエズ運河など世界の海上物流ルート上のチョークポイントに関して、近年の動向等について把握するほか、航行制限による船舶への影響等について調査を行う。
- (2) 主要船籍国（パナマ、リベリア及びマーシャル諸島）の武装警備員乗船規制について調査を行うとともに、調査結果に基づき必要があれば関係当局への政策提言を行う。
- (3) 日本商船隊の安定的な輸送の確保に資するため、海外の海運強化策に関する調査を行う。

3. 国内外の海上輸送動向等の把握・分析

- (1) 北米航路をはじめとした世界の航路における国際海上コンテナの荷動き、運賃動向等について把握・分析を行い、主要データとともに毎月公表を行う。
- (2) 内外の関係機関との情報交換等を通じて国内外の海事・物流情報を積極的に情報収集し、分析を行う。

4. 船舶による油濁損害等への賠償及び補償への対応

- (1) IMO 法律委員会、同委員会が設置する作業部会（WG）やコレスポンデンスグループ（CG）で提起される様々な課題に関する審議事項について、IMO 法律問題委員会で対処方針等の審議対応を行う。
- (2) 油濁汚染賠償・補償をめぐる国際的課題に対応するため、IOPC 基金 92 年基金総会等での審議事項について、油濁問題委員会で対処方針等の審議対応を行う。
- (3) 2010 年 HNS 条約検討委員会において、2010 年 HNS 議定書の発効に向けた動向や諸外国の国内担保法等に関する情報収集結果の報告を行う。

5. IMO 等の国際会議への積極的参加と内外の関係機関との連携・協力

- (1) IMO 等の海事関係国際会議について、海運問題研究会・個別委員会の場合での検討を踏まえ、政府代表団メンバーの一員として会議に参加する。その際には、各国の代表団や海事関連非政府組織（NGO）の発言内容等の情報収集を行い、我が国の

国際活動に貢献する。

- (2) 海事関係の各種国際フォーラム等に積極的に参加し、諸外国関係者とのネットワーク構築、最新の海外動向の把握に努める。
- (3) 世界海事大学（WMU）と連携協定に基づき積極的な連携を図るとともに、KMIをはじめその他の海外の大学、シンクタンクその他の関係機関と積極的に連携し、海外の海事・物流情報の収集や情報交換等を積極的に行う。
- (4) 国内の大学、シンクタンクその他の関係機関と積極的に連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて共同研究等の取組を進める。
- (5) 国内の大学等の教育機関に協力し、我が国の将来を担う若い世代の我が国の海事政策への理解の促進等に貢献する。

6. フォーラム、セミナー等の開催と各種成果の公表・情報発信

- (1) 日本海事センターが取組む調査研究課題を含め、海事に関する諸課題をテーマとして、討議等を通じて、課題の掘り下げ、取組状況の共有、課題解決に向けた提言等を話し合う「JMC 海事振興セミナー」を開催する。
- (2) 海事に関する最新のトピックスをテーマとして、講演を通じた紹介等を行う「海事立国フォーラム」を開催する。
- (3) 各種調査研究の成果について、ホームページ上に掲載し、検索・閲覧できるようにするほか、必要に応じ調査報告書としてとりまとめ、刊行する。
- (4) 海事図書館の活動を含めた直近のトピックスを中心に調査研究活動等を紹介するメールマガジンの配信を継続し、利便性の向上を図る。また、海の仕事に関する総合提供窓口であるポータルサイト「海の仕事.com」の管理・運営を継続する。
- (5) 日本海事新聞「海事ウォッチャー」欄及び日刊 CARGO（海事プレス社）に、定期的に業界関係者向けの記事の寄稿を行う。
- (6) 学術誌、業界誌、一般誌などの定期刊行物等に対して、調査及び研究の成果について寄稿を行う。
- (7) 講演会、学会などの様々な機会を通じて、調査及び研究の成果を発表していく。

II. 海事図書館の管理、運営事業

- (1) 利用者が必要な情報や資料にアクセスしやすいように、サインの充実や新たに過去のレファレンス事例を整理して提供するなど利用者サービスの充実を図る。
- (2) 海事関係図書・資料の整備・充実化を図る。
- (3) 新刊情報、図書館の利用案内等について、新たに SNS の活用を含め情報発信の充実を図る。
- (4) 劣化しやすい新聞を中心に、図書・資料のデジタル化を推進する。

III. 海事関係公益活動支援事業

海事関係公益諸団体による海事法制、海事労働、航行安全、海事思想の普及及び

水先人養成等の公益活動に対し、下記 17 団体を対象に資金面の支援を行う。

なお、以下の観点から、関係団体とともに支援内容の改善に取り組んでいく。

- ① 関係団体においては、社会と関係者のニーズを踏まえ、事業のあり方を考え、併せて目標を設定し、実施事業の内容と事業の手法を毎年レビューするといった PDCA サイクルを確立する。
- ② 日本海事センターにおいては、国の予算との連携や各団体の事業の横の連携の促進を図っていくほか、参考となる好事例の共有等を引き続き図っていく。

- (公財) 日本海法会
- (公財) 日本船員雇用促進センター
- (公財) 海技教育財団
船員災害防止協会
- (一財) 海技振興センター
- (公社) 日本海難防止協会
- (公社) 東京湾海難防止協会
- (公社) 神戸海難防止研究会
- (公社) 西部海難防止協会
- (公社) 伊勢湾海難防止協会
- (公社) 日本海海難防止協会
- (公社) 瀬戸内海海上安全協会
- (公社) 日本水難救済会
- (公財) 海難審判・船舶事故調査協会
- (公財) 海上保安協会
- (公財) 日本海事広報協会
- (公社) 日本海洋少年団連盟

IV. 海事センタービルの管理、運営事業

海事関係諸団体による公益事業展開の拠点としての役割を担う海事センタービルについて、その適切な管理、運営に努める。

なお、海事センタービルが貸し出している会議室については、「貸し会議室登録サイト」（時間貸しスペースの検索・予約・決済サービスを提供）への新規登録等により、その利用促進を図る。

V. 融資事業

海事関係諸団体に対し、当該団体が行う重要な施設又は設備の取得又は更新若しくは改良に要する資金の融資を行う。